

令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三原市採択基本方針について

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、三原市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）による改正後の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「改正学校教育法」という。）附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会（以下「県教委」という。）が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

ア 中学校用教科用図書

- (ア) 知識及び技能の習得
- (イ) 思考力、判断力、表現力等の育成
- (ウ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (エ) 内容の構成・配列・分量
- (オ) 内容の表現・表記

イ 改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

(2) 採択の権限

三原市立の小中学校については、三原市教育委員会（以下「市教委」という。）が採択を行う。

(3) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、市教委の責任において、採択における適正、公正を期す。

イ 特定の教科用図書発行者と関係を有するものが教科書採択に関与することがないようにする。

(4) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。

(ア) 小中学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討

する。

2 方法、組織及び手続き

市教委は、県教委の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続きによって、採択を行う。

(1) 中学校用教科用図書

ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に記載されている教科書のうちから行う。

イ 市教委は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続きを確立する。

(ア) 市教委が行う手続き及び考え方

a 選定委員会を設けるとともに調査員を置き、それぞれの責任を明確にし、その機会の充実を図る。

b 今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付すよう、選定委員会に諮問する。

(イ) 選定委員会が行う手続き及び考え方

a 市教委が定めた方針に基づき、調査員に教科用図書を調査する観点を示す。

b 地域の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。

c 今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、市教委に答申する。

(ウ) 調査員が行う手続き及び考え方

a 選定委員会から示された観点に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査研究を行い、報告する。

b 特定の教科用図書に絞り込むことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について意見を付す。

c 専門的な調査研究を行うことから、調査員は校長及び教員等とする。

d 採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複させない。

(2) 改正学校教育法附則第9条第一項の規定による教科用図書

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、次の場合には学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する。

(ア) 小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定し、その選定理由書を市教委に提出する。